

日本小児神経学会北陸地方会会則

- 第1条（名称） 本会は日本小児神経学会北陸地方会と称する
- 第2条（目的） 本会は小児神経学に関する研究と診療を促進し、啓発を図ることを目的とする
- 第3条（集会）
- 1項：本会は学術集会を冬期と秋期の年2回開催する
 - 2項：本会は総会を年1回開催する
 - 3項：本会は日本小児科学会、日本小児神経学会からそれぞれ認定されており、会員は学術集会参加により、各学会の専門医申請にあたり、おのおの5単位ずつ取得することが認められている
- 第4条（会員） 本会の会員は本会の趣旨に賛同し、入会手続きを経て所定の会費を納入したものと
する
会員は本会の学術集会で研究発表することができる
- 第5条（役員、及び役員の職務）
- 1項：本会は幹事若干名、監事2名を置く 本会の運営は幹事会が企画・立案する
 - 2項：幹事は総会で選出し、任期は2年とし再任を妨げない
 - 3項：本会は顧問若干名を置く 顧問は幹事会を補佐する
- 第6条（会計）
- 1項：会員の会費は年4,000円とする
 - 2項：会計年度は4月1日から翌年3月31日とする
 - 3項：学術集会にあたっては参加費をその都度徴収する
 - 4項：学術集会にあたってはその都度寄付を募る
- 第7条（事務局） 本会の事務局は金沢大学医学部小児科内に置く
〒920-8641 石川県金沢市宝町13-1
金沢大学医学部小児科内
日本小児神経学会北陸地方会事務局
- 付則 この会則は現行の会則（平成12年9月17日から実施）にひきつづき、平成21年9月6日から実施する